

第五十五号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の項の1中「に掲げる者」を「又は第三号に掲げる者」に改め、同表の五十五の項の1中「四千六百元」を「四千四百元」に、「七千七百元」を「七千四百元」に改め、同項の2中「千八百円」を「千七百五十円」に、「千九百元」を「千八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百元」に改め、同項の3中「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百元」を「四千五百円」に改め、同項の4中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項の5中「四千六百元」を「四千五百五十円」に改め、同項の6中「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百元」に改め、同表の五十五の二の項の1中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に改め、同項の2中「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百元」を「四千七百五十円」に改め、同表の五十六の項の1中「二千八百円」を「二千八百五十円」に改め、同項の2中「千七百元」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に改め、同項の3中「千円」を「千五十円」に改め、同表の五十八の項の1中「三千六百元」を「三千五百円」に改め、同表の六十の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百元」を「三千円」に改め、同表の六十一の項中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表の六十二の項の1中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同項の4中「二万千八百五十円」を「二万千七百元」に改め、同項の5の(一)中「四千五百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百元」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同項の5の(二)中「七千円」を「六千七百元」に、「六千四百円」を「六千百元」に、「二千二百円」を「二千五百円」に、「七千八百円」を「七千四百元」に改め、同項の5の(三)及び(四)中「中型自動車免許又は特定第一種運転免許」を「又は中型自動車免許」に、「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、「普通自動車免許」の下に「又は特定第一種運転免許」を加え、「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項の5の(五)を次のように改める。

(五) 技能検定の実施に関する知識

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二千円
- (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円
- (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五百円

別表第一の六十二の項の5の(イ)中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同項の5の(ロ)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の六十三の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表の六十四の項の1中「一万五千円」を「一万四千九百五十円」に改め、同項の3中「九千四百五十円」を「九千四百円」に改め、同項の4中「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同項の5の(一)中「四千百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同項の5の(二)中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に、「千九百円」を「二千五十円」に改め、同項の5の(三)中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百五十円」を「千円」に改め、同項の5の(四)及び(五)中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項の5の(六)を次のように改める。

(六) 教習指導員として必要な教育についての知識

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百円
- (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円
- (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百円

別表第一の六十四の項の5の(ロ)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の六十六の項中「七百元」を「七百五十円」に改め、同表の六十七の項中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に改め、同表の六十八の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表の六十九の項の1中「四千七百円」を「四千六百五十円」に改め、同表の七十の項の1中「四千百五十円」を「四千円」に改め、同項の2中「四千五十円」を「四千元」に改め、同表の七十二の項中「三千百五十円」を「三千円」に改め、同表の七十三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表の七十五の項の1中「二千円」を「二千五十円」に改め、同項の2中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同項の3中「二千六百円」を「二千五百五十円」に改め、同項の4中「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同表の七十六の項の1中「六百元」を「五百円」に改め、同項の2中「九百五十円」を「八百円」に改め、同項の3中「千五百円」を「千三百五十円」に、「九百五十円」を「八百円」に改め、同表の七十七の項の1中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同項の2中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表の七十八の項中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の二 道路交通法第百八条の二第二項第十四号の規定に基づく講習

講習一時間について千九百円

別表第一の七十九の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同表の八十の項中「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同表の八十の二の項の1中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同表の備考の七中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百円」に改め、同表の備考の八中「、中型自動車免許」を「又は中型自動車免許に係る審査については五百五十円を、普通自動車免許」に改め、「、普通自動車免許に係る審査については二百円を」を削り、同表の備考の九中「三千円」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円を、」を「千百円を、」に、「三千五十円」を「三千百五十円」に改め、同表の備考の十中「、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る審査については百円を、」を「又は中型自動車免許に係る審査については二百五十円を、普通自動車免許又は」に、「五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の四十八の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の七十八の項の次に次のように加える改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

提案理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習等に係る手数料について所要の改正を行うとともに、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部が改正されたことに伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に対する講習会に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。